

告 示

埼玉県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
狭山中央まごころ 訪問看護ステーション		狭山市富士見二  一九一三八梅 本ビル二階B号 室		訪問看護	介護予防訪問看護	令和元年五月三十 一日	
ケアサポート・ロ イヤル		所沢市旭町七一 九		居宅介護支援	特定福祉用具販売	平成二十二年八月 三十日	
				介護予防福祉用具 貸与	介護予防訪問介護	令和元年五月三十 一日	
				特定介護予防福祉 用具販売		平成二十二年八月 三十日	

<p>国保町立小鹿野中 中央病院</p>				
<p>秩父郡小鹿野町小鹿 野三〇〇</p>				
<p>通所リハビリテーション</p>	<p>短期入所療養介護</p>	<p>介護療養型医療施設</p>	<p>介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>介護予防短期入所療養介護</p>
<p>平成三十一年三月三十一日</p>				